

第4章 食料品の購入量

I 非農家（消費者世帯）

総理府「家計調査」

調査の目的： この調査は、全国の消費者世帯を対象として、家計収支の調査を行い、都市別、収入階層別など、世帯の特性による集計結果を通して国民生活の実態を明らかにして、国の経済政策や社会政策をたてるための基礎資料を提供することを目的とする。統計表に基づいて公表された家計調査規則（昭和27年10月30日総理府令第81号）にしたがって実施されている。

調査の対象及び客体： 全国の農林漁家、単身者以外の消費者世帯を対象とし、原則として国勢調査のために設定された調査地区を基準にして、調査単位区を選定し、この中から調査世帯（昭和48年8196世帯）を決定した。

調査期間： 調査し町村につき毎月行う。なお、調査世帯は原則として6ヵ月間調査を継続し、毎月6分の1ずつが、順次、新たに選定した世帯と交替する。また、調査単位区は1年間調査し、毎月12分の1ずつが新たに選定した単位区と交替していく。

なお、この調査は、昭和37年7月に大幅に拡大改正されたが、調査結果のうち「人口5万以上の都市」結果が昭和37年以前公表されていた「全都市」の結果と接続して利用できるようになっている。

注：1世帯当たりの年間購入数量をその世帯員数で除して求めたものである。